

兵庫県公報

平成19年4月10日 火曜日 第1865号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○平成18年度農用地土壌汚染調査測定の結果（普及教育課）	2
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○土地改良区の解散認可（同）	3
○土地改良区清算人の就任の届出（同）	4
○土地改良区の解散認可（同）	4
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	4
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○同 上（同）	5
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○同 上（同）	6
○市営土地改良事業の施行同意（同）	6
○国土調査の成果の認証（同）	6
○保安林の指定の予定通知（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	9
○阪神間都市計画道路事業認可（街路課）	10
○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	10
○同 上（同）	10
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	11
○同 上（同）	11
○都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○都市計画の変更についての案の縦覧（同）	13
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	14
○景観影響評価準備書の縦覧（まちづくり課）	14
○景観影響評価書の縦覧（同）	14
○市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）	15
○道路の位置指定（建築指導課）	15
○同 上（同）	15
○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（神戸県民局）	15

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	16
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	16

○落札者等の公示（管理課）17

公安委員会告示

○警備業法に基づく直接検定の実施17

○交通誘導警備業務に係る検定合格者審査19

○警備員指導教育責任者講習の実施21

病院局公告

○入札公告（契約管理課）22

正 誤

○平成19年 1月12日付け兵庫県公報第1840号中27

告 示

兵庫県告示第 439 号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、平成18年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

平成19年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度 (ppm)			濃 度 別 地 点 数		
			最 高	最 低	平 均	1.0ppm 以上	0.99~ 0.4ppm	0.4ppm 未満
生 野	姫路市	1	—	—	0.22	0	0	1
	神崎郡 神河町	2	—	—	0.05未満	0	0	2
鉾 山	同 郡 市川町	5	0.32	0.05未満	0.15	0	0	5
	同 郡 福崎町	11	0.68	0.02未満	0.19	0	2	9
周 辺	養父市	1	—	—	0.06	0	0	1
	朝来市	5	0.67	0.05未満	0.32	0	2	3
計		25	0.68	0.02未満	0.19	0	4	21

兵庫県告示第 440 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
中川土地改良区	平成19年 3月15日

兵庫県告示第 441 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があった。

平成19年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中川土地改良区

退任役員

役員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	山 根 徹 也	豊岡市出石町上野1165番地
同	川 尾 繁 雄	同 市出石町上野139番地
同	高 岡 義 博	同 市出石町上野814番地
同	川 見 伊 和	同 市出石町上野310番地
同	岩 見 重 六	同 市出石町上野583番地
同	久 木 田 雅 典	同 市出石町日野辺694番地
同	川 見 仁 志	同 市出石町上野308番地
同	武 縄 弘 和	同 市出石町桐野634番地
同	川 見 正 康	同 市出石町上野218番地
監 事	石 原 正 利	同 市出石町上野557番地
同	廣 瀬 岩 男	同 市出石町上野1107番地
同	高 下 寛	同 市出石町上野297番地の2

就任役員

役員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	川 見 正 康	豊岡市出石町上野218番地
同	武 縄 弘 和	同 市出石町桐野634番地
同	廣 瀬 卓 美	同 市出石町上野1145番地
同	松 嶋 義 則	同 市出石町上野340番地の1
同	山 本 憲 一	同 市出石町上野560番地
同	久 木 田 雅 典	同 市出石町日野辺694番地
同	森 岡 久 雄	同 市出石町上野789番地の3
監 事	岩 見 保	同 市出石町上野580番地
同	森 岡 喜 久 夫	同 市出石町上野754番地
同	川 尾 秀 一	同 市出石町上野247番地

兵庫県告示第 442 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区 の解散を認可した。

平成19年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
上郷土地改良区	平成19年 3月20日

兵庫県告示第 443 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上郷土地改良区

氏 名	住 所
植 村 政 明	豊岡市日高町上郷804番地の1
正 木 徹	同 市日高町上郷871番地
森 本 陸 夫	同 市日高町上郷906番地
赤 木 俊 市	同 市日高町上郷364番地の1
上 坂 滋	同 市中郷81番地
奥 仲 政 弘	同 市日高町上郷668番地
小 山 允 一	同 市日高町上郷351番地
古 橋 秀 夫	同 市日高町上郷795番地
松 原 利 雄	同 市日高町上郷384番地
森 本 義 夫	同 市日高町上郷418番地
山 崎 秀 雄	同 市日高町上郷697番地
山 根 浩	同 市日高町上郷727番地

兵庫県告示第 444 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
きすみの土地改良区	平成19年3月27日

兵庫県告示第 445 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法花寺土地改良区

氏 名	住 所
佐々木 義 巳	豊岡市法花寺308番地
藤 原 隆 夫	同 市法花寺746番地の1
塚 本 和 男	同 市法花寺867番地
川 口 恭 志 郎	同 市法花寺628番地
藤 原 茂 明	同 市法花寺779番地

兵庫県告示第 446 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年3月29日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に

対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型緊急整備事業） 小規模	第一沖の池地区	平成19年4月10日から 同年5月1日まで	神戸市北区役所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型緊急整備事業）	古野池地区	同 上	神戸市西区役所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	釜谷池地区	同 上	明石市役所
経営体育成基盤整備事業	八幡地区	同 上	加古川市役所

兵庫県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年3月30日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	上福田開拓地区	平成19年4月10日から 同年5月1日まで	加東市役所

兵庫県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第2-2工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年4月10日から同年5月1日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第4-2工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年4月10日から同年5月1日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
三田市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（一般型） 小規模	竜王谷上池地区	平成19年3月28日

兵庫県告示第451号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
宝塚市
- (2) 調査を行った期間

平成15年10月から平成18年7月まで

- (3) 成果の名称
宝塚市（仁川高台1丁目、2丁目の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宝塚市仁川高台1丁目、2丁目の各一部
- (5) 認証年月日
平成19年3月27日
- 2(1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成15年7月から平成17年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市（鶴野町の一部Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市鶴野町の一部
- (5) 認証年月日
平成19年3月27日
- 3(1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成16年7月から平成18年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市（鶴野町の一部Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市鶴野町の一部
- (5) 認証年月日
平成19年3月27日

兵庫県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市青垣町東芦田字芦生3039から3041まで、3042の1、3042の2、3043から3049まで、3051、3052、3053の1、3053の2、3054から3063まで、字山影3218、3220の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予

定である旨の通知があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市氷上町朝阪字内山2217の4、2217の5
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
篠山市味間南字松尾山・南矢代字松尾山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市柏原町東奥字池之奥199から202まで、207から209まで、1047、1048、1048の1、1049、1050、1051の1、1051の2、1052から1055まで、1056の1、1056の2、1057の1から1057の4まで、1058から1065まで、1065の1、1066から1068まで、字豹谷1104、1106から1108まで、字三本松1135、1136、字倉谷1141、1142、1147、1147の1、字大谷1236、1244、1245、柏原町柏原字藤ノ目4008の1、4008の4、4008の5、4008の7から4008の10まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択抜による。

宇池之奥202・1053・1055（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1056の1、1056の2、1057の1から1057の4まで、1059から1061まで、宇藤ノ目4008の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

篠山市殿町字テバケ谷242、259、字御茶屋260から264まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択抜による。

字テバケ谷259、字御茶屋264（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量（基準点測量）

2 作業期間

平成18年5月22日から平成19年3月16日まで

3 作業地域

神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、たつの市、篠山市、養父市、朝来市、淡路市、川辺郡猪名川町、多可

郡多可町及び美方郡新温泉町

兵庫県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第26号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業3.5.6号宝塚平井線
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 4 事業施行期間
平成19年3月22日から平成23年3月31日まで
 - 5 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県宝塚市平井6丁目及び雲雀丘4丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第27号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業3.4.8号朝霧二見線
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 4 事業施行期間
平成13年10月19日から平成22年3月31日まで
 - 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第28号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称

兵庫県

- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業3.2.80号沖浜平津線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成12年7月24日から平成20年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~

兵庫県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第29号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業3.5.6号宝塚平井線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成12年2月4日から平成20年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第30号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業3.4.81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成12年7月24日から平成23年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市及び川西市

兵庫県告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
1.4.1号東播磨南北道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
加古川市神野町神野字辻ノ西、字北山及び字中尾山並びに福留字上山及び字茨谷並びに八幡町上西条字東澤、字天王山及び字六反田

兵庫県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.6.25号天川線
3.5.266号中浜阿弥陀線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
[3.6.25号天川線]
高砂市曾根町字橋向、字南山、字立岩、字立場、字宮ノ前、字中浜及び字渡場並びに梅井5丁目
[3.5.266号中浜阿弥陀線]
高砂市梅井3丁目、伊保町梅井字元浜及び曾根町字中浜